

私立学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第15号

私立学校規程の一部を改正する規則

私立学校規程（昭和26年静岡県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(私立専修学校等の設置の認可申請の手続)</p> <p>第4条 私立専修学校の設置の認可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その申請に当たり、<u>省令第77条の9</u>において準用する省令第3条に定めるもののほか、第1条第1号から第7号までに掲げる書類、校長及び教員が法第133条第1項において準用する法第9条各号に該当しない者であることを申請者が誓約する書類並びに次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、私立各種学校の設置の認可を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「<u>省令第77条の9</u>」とあるのは「<u>省令第78条</u>」と、「法第133条第1項」とあるのは「法第134条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(審議会の庶務)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(私立専修学校等の設置の認可申請の手続)</p> <p>第4条 私立専修学校の設置の認可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その申請に当たり、<u>省令第187条第1項</u>において準用する省令第3条に定めるもののほか、第1条第1号から第7号までに掲げる書類、校長及び教員が法第133条第1項において準用する法第9条各号に該当しない者であることを申請者が誓約する書類並びに次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、私立各種学校の設置の認可を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「<u>省令第187条第1項</u>」とあるのは「<u>省令第190条</u>」と、「法第133条第1項」とあるのは「法第134条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(審議会の庶務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(身分証明書)</u></p> <p>第8条 <u>私立学校法第63条第2項（第64条第5項において準用する場合を含む。）の証明書は、別記様式によるものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第8条関係）（用紙 縦6センチメートル、横8センチメートル）

（表）

第	号
身分証明書	
職名	
氏名	
上記の者は、私立学校法第63条第2項（第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を行う者であることを証明する。	
	年 月 日
静岡県知事 氏 名 印	

（裏）

私立学校法（抜粋）
（報告及び検査）
第63条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （私立専修学校等）
第64条 （略）
4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
5 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。